

議案第18号

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関として設置していた米原創生官民連携パートナーシップ事業提案審査委員会ほか3の委員会等を廃止し、新たに米原市生活保護業務検証委員会ほか9の委員会を付属機関に加え、既設の付属機関の委員の構成等を変更し、委員会等の廃止による関係条例の一部を改正するため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の市長の部の米原市総合計画審議会の項中「30 人以内」を「15 人以内」に改め、同部の米原市まいばら協働事業提案制度審査委員会の項所掌事務の欄中「評価ならびに」を削り、同項委員の構成の欄第 3 号を削り、同欄第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同欄第 3 号とし、同項中「または任命」および「の評価」を削り、同部の米原創生官民連携パートナーシップ事業提案審査委員会の項を削り、同部の米原市公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

米原市生活保護業務検証委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 生活保護業務における不祥事の背景、問題点および課題を検証すること。 (2) 不祥事再発防止対策および今後の事務執行に関すること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生活保護業務に関し必要な事項に関すること。	5 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 弁護士 (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る審議結果を市長に答申するまで
米原市公共施設等総合管理計画検討委員会	公共施設等総合管理計画の見直し、ならびに公共施設等の総合的かつ計画的な管理および適正配置に関し必要な事項を調査審議すること。	5 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2 年

別表第 1 の市長の部の米原市人権尊重のまちづくり審議会の項委員の構成の欄第 4 号を削り、同欄第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同欄第 4 号とし、同部の米原市人権総合センター運営協議会の項中「20 人以内」を「10 人以内」に改め、同項委員の構成の欄第 2 号を削り、同欄中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同欄第 5 号中「保育所、認定こども園、幼稚園、」を削り、「代表者」を「校長」に改め、同号を同欄第 4 号とし、同欄中第 6 号を第 5 号とし、同項中「1 年」を「委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の 3 月 31 日ま

で」に改め、同部の米原市いじめ問題対策連絡協議会の項委員の構成の欄中第6号を第7号とし、同欄第5号中「市立小中学校長の代表者」を「小学校および中学校の校長」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

(3) 米原警察署長

別表第1の市長の部の米原市地域創造会議の項中「2年」を「委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日まで」に改め、同部の米原市地域公共交通会議の項中「市の職員」を「地域公共交通所管部長」に改め、同部の米原市東草野小中学校校活用事業者選定委員会の項を削り、同部の米原市手話施策推進会議の項中「3年」を「2年」に改め、同部の米原市老人ホーム入所判定委員会の項中「老人福祉担当課長」を「老人福祉所管部長」に改め、同部の米原市福祉有償運送運営協議会の項委員の構成の欄第1号、第4号および第5号中「を代表する者」を「の代表者」に改め、同欄第6号を削り、同欄中第7号を第6号とし、同項所掌事務の欄を次のように改める。

次に掲げる事項を調査審議すること。
(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録(同法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録および同法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
(2) 道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉有償運送の適正な運営のために必要な事項

別表第1の市長の部の米原市デイサービスセンター事業者選定委員会の項委員の構成の欄第3号を削り、同欄第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同欄第3号とし、同項中「または任命」を削り、同部の米原市健康づくり推進協議会の項の次に次のように加える。

米原市放課後児童クラブ運営事業受託者審査委員会	放課後児童クラブ運営事業の受託者の選定に関し必要な事項を調査審議すること。	6人以内	(1) 放課後児童クラブを開設する小学校の校長および保護者の代表者 (2) 民生委員・児童委員の代表者 (3) 児童に係る団体の代表者	委嘱の日から受託者の選定が終了するまで
-------------------------	---------------------------------------	------	---	---------------------

			(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	
--	--	--	----------------------------	--

別表第1の市長の部の米原市少年センター運営審議会の項委員の構成の欄第3号を削り、同欄第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同欄第3号とし、同部の米原市特別支援保育支援委員会の項中「15人以内」を「8人以内」に改め、同項委員の構成の欄第2号を削り、同欄第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 児童福祉施設の職員

別表第1の市長の部の米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会の項委員の構成の欄第4号を削り、同欄第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同欄第4号とし、同部の米原市観光施設PFI事業者選定審査委員会の項の次に次のように加える。

米原市創業・新事業創出支援事業評価委員会	市内の地域資源等を生かした先進的で持続可能な事業を創出するための企画提案を公募する創業・新事業創出支援事業の審査および評価に関し必要な事項を調査審議すること。	5人	(1) 経営に関し専門的知識を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
----------------------	---	----	--	----

別表第1の市長の部の米原市農業委員候補者評価委員会の項委員の構成の欄第2号を削り、同欄第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同欄第2号とし、同項中「または任命」を削り、同部の米原市都市計画道路見直し方針策定委員会および米原市小集落改良住宅入居者等選定審査会の項を削り、同部の米原市小集落改良住宅不動産評価委員会の項委員の構成の欄第2号を削り、同欄第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 総務部長
- (3) 地域振興所管部長
- (4) 住宅所管部長

別表第1の市長の部の米原市小集落改良住宅譲渡検討会の項中「15人以内」を「10人以内」に改め、同部の米原市消防賞じゅつ金等審査委員会の項の次に次のように加える。

米原市消防団組織再編計画検討委員会	米原市消防団の組織再編計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 自治会に関する団体の代表者 (3) 湖北地域消防本部米原消防署長 (4) 消防団の代表者	1年
-------------------	------------------------------------	-------	---	----

別表第1の市長の部の米原市教育振興基本計画審議会の項委員の構成の欄第3号中「市内」を削り、「代表」を「代表者」に改め、同部の米原市奨学金給付審査会の項委員の構成の欄第5号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

別表第1の教育委員会の部の米原市特別支援教育支援委員会の項委員の構成の欄第5号を削り、同欄中第6号を第5号とし、同項中「1年」を「委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の3月31日まで」に改め、同項の次に次のように加える。

米原市幼稚園の在り方検討委員会	幼稚園の今後の運営の方向性に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 幼稚園の園児の保護者を代表者 (3) 児童福祉施設の長 (4) 小学校の校長 (5) 公募による市民 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	1年
-----------------	---------------------------------	------	---	----

別表第1の教育委員会の部の米原市立小中学校結核対策委員会の項委員の構成の欄第3号、第4号および第5号中「を代表する者」を「の代表者」に改め、同項中「1年」を「委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の3月31日まで」に改め、同部の米原市立学校給食運営委員会の項委員の構成の欄第2号中「市立」を削り、「代表する者」を「の代表者」に改め、同欄第4号中「市立」を削り、「校長、園長」を「校園長」に改め、同項中「1年」を「委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の3月31日まで」に改め、同部の米原市スポーツ推進審議会の項中「16人以内」を「15人以内」に改め、同項の次に次のように加える。

米原市スポーツ顕彰選考委員会	スポーツにおいて優秀な成績を上げた個人もしくは団体、または地域スポーツの発展、推進に寄与した個人もしくは団体の選定に關し必要な事項を調査審議し、教育委員会に報告すること。	6人以内	(1) スポーツ関係団体の代表者 (2) 小学校および中学校の校長	委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の3月31日まで
----------------	---	------	--------------------------------------	----------------------------

別表第1の教育委員会の部の米原市文化的景観整備活用委員会の項中「15人以内」を「10人以内」に改め、同項委員の構成の欄第3号を削り、同項の次に次のように加える。

米原市文化財保存活用地域計画策定委員会	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3に定める文化財保存活用地域計画の策定および必要な事項に關し調査審議し、教育委員会に意見具申すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	3年
史跡清滝寺京極家墓所保存活用計画策定委員会	史跡清滝寺京極家墓所の保存活用計画の策定および必要な事項に關し調査審議し、教育委員会に意見具申すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	1年
米原市長比城跡調査整備委員会	長比城跡の国指定史跡に向けた調査、検討を行い、教育委員会に意見具申すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	1年

別表第1の農業委員会の部の米原市農地利用最適化推進委員選考委員会の項委員の構成の欄第2号を削り、同欄第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同欄第2号とし、同項中「または任命」を削る。

別表第1の市長および教育委員会の部の米原市プロポーザル方式等による受託候補者選定委員会の項中「市の職員」を「建設工事等の専門的知識を有する職員」に改め、同部の米原市指定管理者選定委員会の項委員の構成の欄第3号を削り、同欄第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同欄第3号とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(米原市小集落改良住宅条例の一部改正)

2 米原市小集落改良住宅条例（平成17年米原市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「米原市小集落改良住宅入居者等選定審査会の審査に付し」を「改良住宅の属する自治会の代表者の意見を聴き」に改める。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、施行の日の前日までに委嘱された者に係る付属機関の委員の任期については、改正後の米原市付属機関設置条例の規定にかかわらず、従前の例による。

米原市付属機関設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後						現 行						改正理由
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						
付 属 機 関 の 属 する 執 行 機 関	名 称	所 掌 事 務	委 員 の 定 数	委員の構成	委員の任期	付 属 機 関 の 属 する 執 行 機 関	名 称	所 掌 事 務	委 員 の 定 数	委員の構成	委員の任期	
市長	略					市長	略					・委員の定数の変更 ・所掌事務、委員の構成・任期の変更
	米原市総合計画審議会	略	15人以内	略	略	米原市総合計画審議会	略		30人以内	略	略	
	略					略						
	米原市まいばら協働事業提案制度審査委員会	市民による公益活動の専門性、柔軟性等の特性を生かした事業の提案を公募するまいばら協働事業提案制度による事業(以下この項において「提案事業」という。)の審査および提案事業の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	略	(1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から採択し、提案が終了するまで	米原市まいばら協働事業提案制度審査委員会	市民による公益活動の専門性、柔軟性等の特性を生かした事業の提案を公募するまいばら協働事業提案制度による事業(以下この項において「提案事業」という。)の審査および評価ならびに提案事業の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	略	(1)・(2) 略 (3) 市の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱または任命の日から採択した提案事業の評価が終了するまで		

略						略					・米原創生官民連携パートナーシップ事業提案審査委員会の廃止
						米原創生官 民連携パートナ ーシップ事業提案 審査委員会	まち・ひと・し ごと米原創生総 合戦略を推進し、 新たな雇用の創 出または地域の 経済的活力を向 上させ、地域にお ける公共的課題 の解決に資する 官民連携事業の 提案を公募する 米原創生官民連 携パートナーシ ュップ事業提案制 度による事業(以 下この項におい て「提案事業」と いう。)の審査お よび評価ならび に提案事業の推 進に関し必要な 事項を調査審議 すること。	11人	(1) 学識経験 を有する者 (2) 前号に掲 げる者のほか、 市長が適当と 認める者	委嘱ま たは任 命の日 から採 択した 提案事 業の評 価が終 了する まで	
略						略					
米原市公務 災害補償等	略					米原市公務 災害補償等	略				

				掲げる者のほか、市長が適当と認める者				掲げる者のほか、市長が適当と認める者		
米原市いじめ問題対策連絡協議会	略	略	(1)・(2) 略 (3) 米原警察署長 (4) 副市長 (5) 教育長 (6) 小学校および中学校の校長 (7) 前各号に掲げる者のほか、関係する機関または団体の代表者	略	米原市いじめ問題対策連絡協議会	略	略	(1)・(2) 略 (3) 副市長 (4) 教育長 (5) 市立中学校長の代表者 (6) 前各号に掲げる者のほか、関係する機関または団体の代表者	略	<ul style="list-style-type: none"> 委員の構成の変更 文言整理
略					略					
米原市地域創造会議	略	略	略	委嘱の日から 委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日まで	米原市地域創造会議	略	略	略	2年	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任期の変更

略					略						
米原市地域公共交通会議	略	略	(1)～(5) 略 (6) <u>地域公共交通所管部長</u>	略	米原市地域公共交通会議	略	略	(1)～(5) 略 (6) <u>市の職員</u>	略		・委員の構成の変更
略					米原市東草野小中学校 利活用事業者選定会	東草野小中学校の貸付けに係る事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) <u>関係自治会の代表者</u> (2) <u>市の職員</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</u>	委嘱または任命の日から事業者の選定が終了するまで		・米原市東草野小中学校利活用事業者選定委員会の廃止
略					略						
米原市手話施策推進会議	略	略	略	2年	米原市手話施策推進会議	略	略	略	3年		・委員の任期の変更
米原市老人ホーム入所判定委員会	略	略	(1)～(3) 略 (4) <u>老人福祉所管部長</u>	略	米原市老人ホーム入所判定委員会	略	略	(1)～(3) 略 (4) <u>老人福祉担当課長</u>	略		・委員の構成の変更
米原市福祉有償運送運営協議会	次に掲げる事項を調査審議すること。	略	(1) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者またはその組織する団体等の代表者 (2)・(3) 略	略	米原市福祉有償運送運営協議会	<u>道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送の必要性、旅客から收受する対</u>	略	(1) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者またはその組織する団体等を代表する者 (2)・(3) 略	略		・所掌事務、委員の構成の変更 ・文言整理

		<p>有償運送の登録(同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録および同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合には、<u>運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、福祉有償運送の適正な運営のために</u></p>	<p>(4) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等の<u>代表者</u></p> <p>(5) 市内において福祉有償運送を行っている団体等の<u>代表者</u></p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が<u>適当と認める者</u></p>				<p><u>価その他福祉有償運送の適正な運営のために必要な事項を調査審議すること。</u></p>	<p>(4) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等を<u>代表する者</u></p> <p>(5) 市内において福祉有償運送を行っている団体等を<u>代表する者</u></p> <p>(6) <u>市の職員</u></p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が<u>適当と認める者</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 ・ 文言整理
--	--	---	--	--	--	--	---	---	--	--

事業者選定 審査委員会					事業者選定 審査委員会						
米原市創業・ 新事業創出 支援事業評 価委員会	市内の地域資 源等を生かした 先進的で持続可 能な事業を創出 するための企画 提案を公募する 創業・新事業創出 支援事業の審査 および評価に関 し必要な事項を 調査審議するこ と。	5人	(1) 経営に関 し専門的知識 を有する者 (2) 前号に掲 げる者のほか、 市長が適当と 認める者	2年	米原市農業 委員候補者 評価委員会	略	略	略	(1) 略 (2) 市の職員 (3) 前2号に 掲げる者のほ か、市長が適 当と認める者	委嘱ま たは任 命の日 から当 該諮問 に係る 農業委 員候補 者の評 価が終 了する まで	・米原市創業・新事業創 出支援事業評価委員 会の新設 ・委員の構成・任期の変 更
略					略						

						米原市都市 計画道路見 直し方針策 定委員会	都市計画道路 の見直しに関し、 次に掲げる事項 を調査審議する こと。 (1) 見直し路 線の検討、評価 に関すること。 (2) 見直し方 針の策定に関 すること。	7人 以内	(1) 学識経験 を有する者 (2) 関係行政 機関の職員 (3) 前2号に 掲げる者のほ か、市長が適 当と認める者	委嘱の 日から 都市計 画道路 見直し 方針が 策定さ れる日 まで	・米原市都市計画道路見 直し方針策定委員会 の廃止
略						略					・米原市小集落改良住宅 入居者等選定審査会 の廃止
米原市小集 落改良住宅 不動産評価 委員会	略	略	(1) 略 (2) 総務部長 (3) 地域振興 所管部長 (4) 住宅所管 部長	略	米原市小集 落改良住宅 入居者等選 定審査会	米原市小集落 改良住宅条例(平 成17年米原市条 例第154号)第7 条の規定による 入居者の選定に 関すること。	7人 以内	(1) 改良住宅 の属する自治 会の代表者 (2) 部落解放 同盟の代表者 (3) 副市長 (4) 市の職員	委嘱ま たは任 命の日 から当 該諮問 に係る 審議が 終了す るまで	・委員の構成の変更	

			(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者				(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者		
米原市小集落改良住宅譲渡検討会	略	10人以内	略	略	米原市小集落改良住宅譲渡検討会	略	15人以内	略	略
略					略				
米原市消防賞じゅつ金等審査委員会	略				米原市消防賞じゅつ金等審査委員会	略			
米原市消防団組織再編計画検討委員会	米原市消防団の組織再編計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 自治会に関する団体の代表者 (3) 湖北地域消防本部米原消防署長 (4) 消防団の代表者	1年					
米原市教育振興基本計画審議会	略	略	(1)・(2) 略 (3) 小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の校	略	米原市教育振興基本計画審議会	略	略	(1)・(2) 略 (3) 市内小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園	略
									<ul style="list-style-type: none"> 委員の定数の変更 米原市消防団組織再編計画検討委員会の新設 文言整理

				長および保護者の代表者				の校園長および保護者の代表		<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理 ・委員の構成の変更
	米原市奨学金給付審査会	略	略	(4)・(5) 略				(4)・(5) 略		
	略			(1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	略			(1)～(4) 略 (5) 市の職員	略	
教育委員会	略									<ul style="list-style-type: none"> ・委員の構成・任期の変更 ・米原市幼稚園の在り方検討委員会の新設
	米原市特別支援教育支援委員会	略	略	(1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の3月31日まで			(1)～(4) 略 (5) 関係行政機関の職員 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	1年	
	米原市幼稚園の在り方検討委員会	幼稚園の今後の運営の方向性に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 幼稚園の園児の保護者の代表者 (3) 児童福祉施設の長	1年					

			(4) 小学校の 校長								
			(5) 公募によ る市民								
			(6) 前各号に 掲げる者のほ か、教育委員会 が <u>適当と認め る者</u>								
米原市立小 中学校結核 対策委員会	略	略	(1)・(2) 略 (3) 一般社団 法人湖北医師 会 <u>の代表者</u>	委嘱の 日から 当該委 嘱の日 が属す る年度 の3月 31日 まで	米原市立小 中学校結核 対策委員会	略	略	(1)・(2) 略 (3) 一般社団 法人湖北医師 会 <u>を代表する 者</u> (4) 学校医を <u>代表する者</u> (5) 学校長を <u>代表する者</u> (6) 略	1年	・委員の任期の変更 ・文言整理 ・文言整理 ・文言整理	
米原市立学 校給食運営 委員会	略	略	(1) 略 (2) 小中学校 等の園児、児童 および生徒の 保護者 <u>の代表 者</u> (3) 略 (4) 小中学校	委嘱の 日から 当該委 嘱の日 が属す る年度 の3月 31日	米原市立学 校給食運営 委員会	略	略	(1) 略 (2) <u>市立小中 学校等の園児、 児童および生 徒の保護者を 代表する者</u> (3) 略 (4) <u>市立小中</u>	1年	・委員の任期の変更 ・文言整理 ・文言整理 ・文言整理	

			等の <u>校</u> 園長 まで			学校等の <u>校</u> 長、 <u>園</u> 長 (5) 略		・文言整理
米原市スポーツ推進審議会	略	15人 以内	略	略	略	略	略	・委員の定数の変更
米原市スポーツ顕彰選考委員会	スポーツにおいて優秀な成績を上げた個人もしくは団体、または地域スポーツの発展、推進に寄与した個人もしくは団体の選定に関し必要な事項を調査審議し、教育委員会に報告すること。	6人 以内	(1) スポーツ関係団体の代表者 (2) 小学校および中学校の校長	委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の3月31日まで				・米原市スポーツ顕彰選考委員会の新設
米原市文化的景観整備活用委員会	略	10人 以内	(1)・(2) 略	略				・委員の定数・構成の変更
米原市文化財保存活用地域計画策定委員会	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3に定める文化財保存活用	10人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が	3年				・米原市文化財保存活用地域計画策定委員会の新設

				者	適化推 進委員 候補者 の選考 が終了 するま で					る者	農地利 用最適 化推進 委員候 補者の 選考が 終了す るまで	
市長お よび教 育委員 会	米原市プロ ポーザル方 式等による 受託候補者 選定委員会	略	略	(1) 略 (2) <u>建設工事 等の専門的知 識を有する職 員</u> (3) 略	略	市長お よび教 育委員 会	米原市プロ ポーザル方 式等による 受託候補者 選定委員会	略	略	(1) 略 (2) <u>市の職員</u> (3) 略	略	・委員の構成の変更
	米原市指定 管理者選定 委員会	略	略	(1)・(2) 略 (3) <u>前2号に 掲げる者のほ か、市長が適 当と認める者</u>	略		米原市指定 管理者選定 委員会	略	略	(1)・(2) 略 (3) <u>市の職員</u> (4) <u>前3号に 掲げる者のほ か、市長が適 当と認める者</u>	略	
備考 略						備考 略						

米原市小集落改良住宅条例新旧対照表（改正理由）（付則第2項関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（入居者の選定）</p> <p>第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは<u>改良住宅の属する自治会の代表者の意見を聴き</u>、順位を定め、入居者を決定するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（入居者の選定）</p> <p>第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは<u>米原市小集落改良住宅入居者等選定審査会の審査に付し</u>、順位を定め、入居者を決定するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>・入居者の選定方法の変更に伴う改正</p>